

第23期文化審議会第2回総会（第93回）

令和6年3月27日

【佐藤会長】 それでは、ただいまより、今期最後の文化審議会の総会を開催いたします。年度末、御多忙のところ、皆様御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、2つの議事がございます。1つ目は、各分科会・部会からの報告であります。2つ目は、最近の文化行政の動向についてでございます。また、後半には、各委員から御発言をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本総会の開始に当たりまして、都倉長官から御発言いただきたいと思っております。都倉長官、よろしく願いいたします。

【都倉長官】 会長、ありがとうございます。

御挨拶に先立ち、1月の能登半島地震により、お亡くなりになられた方、また、被災された方に心よりお見舞いを申し上げたいと思っております。文化財も大きな被害を受けておりますが、被災地域に寄り添った復旧・創造的復興を行ってまいります。能登半島に心からお見舞いを申し上げます。文化財の被災に関していろいろと調査し、まだ全容が解明されていない段階だと報告を受けておりますが、一日も早く援助の手を差し伸べたいと考えております。

さて、本日、御多用の中、多数の委員に京都庁舎にお越しいただき、文化審議会を開催することができ、大変うれしく思っております。初めての経験でございますので、この会議の準備に職員も一生懸命取り組んだことと思っております。今後もまた、京都と東京という二極に分かれての業務が続くわけでありまして。慣れない点もございますが、皆様のまた御理解、御協力もお願いを申し上げたいと思っております。

今年度はようやくコロナ禍を抜け、社会や経済の活動も日常を取り戻してまいりました。コロナ禍においては、文化芸術関係者の皆様は本当にいろいろな面で苦労をおかけしました。そしてまた、文化庁もそれに対する精いっぱい支援は行いましたが、まだまだ元の状態に戻ってはいないという方も多いのではないかと思います。しかし、私自身も様々な芸術イベントにこの1年間出席させていただき、文化芸術の力を感じ、にぎわいが戻ってきたということは実感しております。

文化庁は、京都に移転して1周年、昨年3月27日に岸田総理にも御出席を賜り、京都駅のグランヴィアホテルで移転のお祝いをさせていただきました。総理は僅か滞在時間35分と

いう、本当にトンボ返りで、往復2時間8分をかけてわざわざ来ていただき、その後、総理には本当に感謝を申し上げた次第でございます。移転に御尽力いただきました関西、京都の関係者の皆様、改めてお礼を申し上げたいと思います。

ここ、関西、京都には、有形無形の貴重な文化財が数多く存在しており、千年の都が持つ独特の空気感があります。その中で、日本人の感性や生活文化を改めて感じながら、業務を進めているところでございます。

移転後、私の下に、食文化推進本部、文化観光推進本部を置き、地域の文化資源を活用した取組を進めております。また、クリエイター育成や文化施設の高付加価値化のために、基金の創設、また、喫緊の課題になっておりました文化財の強靱化のための予算も確保を行ってまいりました。

私は就任以来、CBX、カルチャービジネストランスフォーメーション、文化芸術の産業化として、国際発信強化、また、文化と経済の好循環の実現に取り組んでおります。今年度は、千葉と大阪において、アートと音楽フェスの融合的な取組を行ってまいりまして、今年も行っています。また、ナイトタイムエコノミーについては、京都や神戸でシンポジウムが開催されました。また、民間からは、音楽業界を中心としてでありますけれども、日本版のグラミー賞を創設しようという取組も進んでおります。加えて、来年は大阪・関西万博が開催されます。日本の美と心に関西から世界に発信する絶好の機会であり、文化庁では、日本各地の最高峰の文化資源を磨き上げる日本博2.0を、関係の皆様と御協力をいただきながら実施しているところであります。

最後になりますが、委員の皆様におかれまして、これまでも幅広い視点から文化政策について御提言、御検討をいただきました。心より御礼を申し上げたいと思います。

文化庁は今後とも、この京都の力、文化芸術を創造、継承し、取組をさらに進めてまいります。引き続き、文化芸術立国の実現に向け、御支援、御協力をお願いいたします。

以上であります。ありがとうございました。

【佐藤会長】 都倉長官、どうもありがとうございました。

長官には公務がございまして、その都合によりこれにて退席されるということでございます。

【都倉長官】 あと、よろしくお願ひ申し上げます。

【佐藤会長】 また、カメラ撮りにつきましては、ここまででお願いしたいということでございますので、カメラの方は御退室いただきますようお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、早速、議題1に入りたいと思います。各分科会・部会の報告をお願いします。それぞれ5分以内で御報告いただきまして、最後にまとめて質疑応答の時間を設けたいと思います。

それでは、まず、国語分科会における審議状況と今後の課題につきまして、森山副分科会長から御報告をお願いします。

【森山委員】 本日、浜田分科会長が御欠席ということで、副分科会長の森山が報告させていただきます。

今期の国語分科会の審議状況につきましてですけれども、資料1を御覧ください。国語分科会では、国語課題小委員会及び日本語教育小委員会の2つの小委員会を設け、国語課題小委員会では、ローマ字のつづり方について、そして、日本語教育小委員会では、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律が昨年5月に成立し、本年4月の施行に向けて、認定基準と新制度の運用に必要となる事項について審議を進めてまいりました。

まず、ローマ字のつづり方に関する国語分科会参考資料1を御覧ください。国語分科会に2つある小委員会のうち、日本語を母語とする人々への国語施策を扱う国語課題小委員会では、ローマ字のつづり方に関する検討を行っております。ローマ字のつづり方は、昭和29年の内閣告示第1号で実施されてから既に70年近くを経しております。それ以降、ローマ字を用いた表記は国語において欠かせないものとなっております。

一方で、現状におけるローマ字使用の状況には、内閣告示が示された時点で想定されていたものとは違う側面が生じております。社会生活の中では、一般に使用するものとされていた、訓令式のつづり方よりもへボン式のつづり方のほうが広く用いられているという実態があります。また、英語をはじめとする外国語の影響や、デジタル機器の普及による文字入力、いわゆるローマ字入力の広がりといった社会的な変化も生じてまいりました。それらを踏まえて、改めて考え方を示す必要があるのではないかというのが、国語分科会の一致した認識となっております。

このローマ字のつづり方につきましては、必要な調査などを併せて実施するとともに、内閣告示の改定も視野に入れつつ、来期も引き続き検討を進めてまいります。

続きまして、今期の日本語教育小委員会の審議状況について御報告申し上げます。日本語教育小委員会では、昨年6月に成立した日本語教育機関認定法の運用のために必要となる事

項を審議してまいりました。日本語教育機関認定法に基づき、日本語教育機関の認定に必要な認定基準の検討や、認定を受けた日本語教育機関が日本語教育課程を編成するに当たってよりどころとなる指針などの検討。さらに、本法により、国家資格として創設される登録日本語教員の養成に向けて、登録実践研修機関や登録日本語教員、行政機関の登録要件等について検討を行うとともに、コアカリキュラムについても検討を行ってまいりました。これらの基準は、現在、文化庁で所管している日本語教育が法律の施行に合わせて、文部科学省に移管されることに伴い、文部科学省の中央教育審議会、生涯学習分科会の下に、新たに設置された日本語教育部会に議論の場を移すこととなっております。このことは、今月18日に承認をいただいております。

ということで、以上で国語分科会の報告を終わります。ありがとうございました。

【佐藤会長】 ありがとうございました。

それでは、続きまして、著作権分科会における審議状況と今後の課題につきまして、茶園分科会長から御報告をお願いします。

【茶園委員】 著作権分科会の会長の茶園でございます。これから資料2に基づきまして、報告させていただきます。著作権分科会には、使用料部会を置くとともに、①DX時代に対応した著作物の利用円滑化・権利保護・適切な対価還元に係る基本政策及び著作権保護に向けた国際的な対応の在り方につきまして、政策小委員会を設置し、②DX時代に対応した著作物の利用円滑化・権利保護・適切な対価還元に係る法制度及び生成AIと著作権に関する論点整理につきまして、法制度小委員会を設置いたしました。

まず、常設の使用料部会における審議状況から御報告いたします。使用料部会は、著作権法に基づく文化庁長官による文化審議会への諮問事項であります、著作権者不明等の場合における著作物等の利用に係る補償金の額に関する事項を所掌するとされておりまして、この補償金の額に関する審議等を行いました。

次に、政策小委員会における審議状況でございますけれども、DX時代におけるクリエイターへの適切な対価還元方策につきまして、前期までに把握された分野ごとの課題や実態等を前提に論点を整理し、論点に係る著作権者、著作隣接権者、デジタルプラットフォームサービス事業者等やインターネット上の著作権等侵害に関する関係者からのヒアリング、対価還元の仕組みに係る諸外国の状況や国民意識に関する調査研究等を踏まえまして、審議を行いました。

加えて、著作権保護に向けた国際的な対応の在り方につきましては、国内外における著作

権保護の推進についての報告、放送機関の権利の保護に関する新たな国際的なルールづくりへの対応についての報告、関係者からの海賊版の被害実態や団体等による取組及び課題等についてのヒアリング等を踏まえまして、今後の方策等についての論点の審議を行いました。

続きまして、法制度小委員会における審議状況でございますけれども、令和5年改正著作権法における新たな裁定制度の円滑な施行に向けまして、いわゆるアウトオブコマースの取扱いの方向性について審議を行いました。このほか、AIと著作権につきましては、クリエイター等の権利者や、AIに関連する事業者、AI利用者等の懸念の払拭に向けて、事務局において行いました生成AIに関する関係者からのヒアリング等や、本小委員会において行いました関係団体や有志者からのヒアリング等を踏まえまして、審議を行い、「AIと著作権に関する考え方について」という文書を取りまとめました。

著作権政策に関しましては、社会の変化も激しく、迅速な審議が必要となる局面も多々ありますけれども、著作権分科会におきましては、今期の審議において、引き続き検討が必要とされた課題を中心に、今後も検討すべく進めていく予定でございます。

私からは以上となります。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、文化財分科会における審議状況と今後の課題につきまして、島谷分科会長から御報告をお願いします。

【島谷会長代理】 島谷でございます。文化財分科会の審議状況を御報告させていただきます。まず資料3、お手元にあります、10から12ページを御覧ください。文化財分科会では、文化財保護法第153条の規定により、文部科学大臣または文化庁長官から諮問された案件について調査審議を行っております。今期は分科会を11回開催し、国宝・重要文化財の指定等について、159件、登録文化財の登録等について、444件、そして、重要文化財や史跡等の現状変更の許可等につきましては、1,864件、文化財保存活用地域計画や重要文化財等保存活用計画の認定につきましては、59件の答申を行いました。

次に、答申を行った文化財のうち、代表的な事例を御紹介いたします。恐縮でございますが、13ページを御覧ください。国宝・重要文化財のうち建造物につきましては、国宝1件を含む21件の指定について答申いたしました。この国宝1件は、昨年6月の第250回分科会において、重要文化財、通潤橋を国宝に指定するよう答申したものになります。通潤橋は、熊本県上益城郡山都町の阿蘇南外輪山南側の丘陵に広がる通潤用水の一部をなす石造水路橋で

ございます。近世水利土木施設の到達点の一つを示すとともに、江戸末期に九州で興隆した石橋文化を象徴する土木建造物として、深い文化史的意義が認められます。

続いて、14ページを御覧ください。同じく国宝・重要文化財のうち、美術工芸品につきましては、国宝6件を含む53件の指定について答申いたしました。全て、今年3月の第258回分科会において答申したもので、和漢朗詠集（雲紙）は、この国宝に指定するよう答申した6件のうちの1件になります。和漢朗詠集は、漢詩の秀句と和歌をまとめた詩歌集であり、選者は藤原公任です。上下2巻から成る完全に残った伝本でございまして、粘葉本和漢朗詠集とともに和漢朗詠集の最古の遺例として知られております。我が国の国文学史及び書道史上、極めて貴重な平安時代の詩歌集でございます。

次のページ、15ページを御覧ください。重要無形文化財の指定及び保持者の認定につきましては、昨年7月の第251回文化財分科会で、古典落語など8件を重要無形文化財に指定し、19の個人及び団体の構成員を保持者として認定するよう答申いたしました。

古典落語は、京、大阪、江戸の3都市で17世紀末に始まり、18世紀末から19世紀初頭にかけて、上方・江戸双方で寄席興行が定着する中で、相互に影響を与えながら、東西それぞれ独自の発展を遂げ、幕末から明治にかけてほぼ現在のよう形に大成いたしました。

今回の指定に際しまして、保持者として認定した若林恒夫氏、芸名五街道雲助氏は、江戸の古典落語を高度に体現する斯界の第一人者であり、長年の研鑽に基づく卓越した技量を数多くの高座で示すとともに、後進の指導・育成にも尽力されておられます。

大変恐縮でございますが、12ページにお戻りいただけますでしょうか。表の下にある丸を御覧ください。文化財の指定等に関わる答申以外では、一昨年、令和4年に当たりますが、7月に本分科会で取りまとめた、「これからの埋蔵文化財保護の在り方について」、第一次報告書でございますが、これに基づき、昨年10月の第253回文化財分科会におきまして、指定相当の埋蔵文化財の第一期リスト掲載遺跡として、42遺跡を選出いたしました。資料3の18から19ページに掲載しております。なお、同月23日には、都道府県への通知とともに、第一期リストを公開しております。資料3の16、17ページが通知、18、19ページが第一期リストでございます。

次年度以降での本分科会の主な課題としましては、引き続き、国宝・重要文化財の指定等に係る調査審議を行うこと。2つ目として、令和4年の埋蔵文化財保護の報告に基づいて、指定相当の埋蔵文化財の第二期以降のリスト化を進めるとともに、近世・近代の埋蔵文化財保護に係る調査審議を行うこととなります。

以上、文化財分科会の今期の審議状況について、大まかではございますが、報告させていただきました。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

続きまして、美術品補償制度部会における審議状況と今後の課題につきまして、宮崎部会長から御報告をお願いします。

【宮崎委員】 よろしく申し上げます。私は、補償部会の部会長ではなくて、正委員として出席しております立場上、こちらで御報告させていただきます。

こちらの資料4にございますように、今年度は、この3つの展覧会の補償契約の締結をいたしました。その審議を通じて、3件の展覧会に補償制度が適用され、そして、展覧会が開催されているということでございます。

コロナの時期にはほとんど展覧会が開催されておりましたが、そこから徐々に復活してきておりますけれども、ここに示しましたように、原油価格の高騰、円安などによって、海外から作品を持ってくることが非常に難しくなっているのが現実でございます。展覧会の補償制度の申請も減少している状況です。

申請まで至らなかったり、途中で取り下げたりしたケースが幾つかございました。この中でも、特に2番目のゴッホのSOMP0美術館の展覧会は、御覧のように、私立の中小の美術館が単独で企画した展覧会として、こういった中小館の申請と、この制度を利用した展覧会の開催というのが今後もっと増えていくことが期待されております。

以前のようなブロックバスターと呼ばれる、巨大なメディアと一緒にやって行く大規模展覧会ではない展覧会というのが今後、現実的な問題として増えてくるのではないかと考えます。今後の課題としては、引き続き、そういった状況を勘案して、なるべくこの制度が有効に使われることを、利用拡大を図るということを引き続き検討していきたいと思っております。

従来も、制度発足当初からもっと使いやすい制度であってほしいという意見が現場から多く寄せられておまして、何度かそういう検討も部会の中でなされてきましたけれども、なかなか、実現には至っておりませんでした。

ただ、制度が始まってから、1回も、政府が補償する事態になったことがないという実績を踏まえまして、少しずつ、現行の50億円を最低限とする、つまり、50億円以上の規模の展覧会というハードルが高過ぎるということで、もう少し小さい展覧会にも制度が適用できないかという方向で調査と検討をまた新たに具体的に進めている状況です。

また、申請の労力と、書類も膨大なものであったことに対して、少しずつ見直しが図られており、そういうことを含めて、今後さらに使いやすい制度、より多くの利用を図るため、制度設計をどのようにバランスを取って変えていけるかということを引き続き検討していくところでございます。

以上です。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、世界文化遺産部会における審議状況と今後の課題につきまして、これは私が部会長も務めておりましたので、私から報告いたします。資料5を御覧ください。

世界文化遺産部会、世界遺産は、我が国の暫定一覧表に記載された物件の中から推薦することが、ユネスコ世界遺産委員会で決められておまして、地元の自治体から彦根城及び飛鳥・藤原の宮都とその関連遺産群につきまして、推薦希望があったことを受けまして、部会で調査審議を行い、昨年7月に意見を取りまとめました。これについては、次のページの参考資料を御覧いただければと思います。具体的にはそちらを御覧いただければと思います。

彦根城につきましては、世界遺産の暫定一覧表記載から長期間がたちまして、イコモスの評価も多様化していることから、昨年から新たに開始されました事前評価制度を活用しようということで、世界遺産委員会の諮問機関であるイコモスとの対話を通じて、世界遺産として主張する顕著な普遍的価値をさらに明確化することを目指そうということになっております。

それから、飛鳥・藤原の宮都とその関連遺産群につきましては、世界遺産として、構成資産を十分に保護するため、必要な文化財指定、あるいは保護のための体制の構築、世界的価値についての国際的な理解を得るための検討などについて、さらに課題解決に向けた継続的な取組を行うということが参考資料に書かれております。この部会の意見を踏まえて、それぞれ地方公共団体におきまして、世界遺産として、主張する価値の精査や、構成資産の文化財指定に向けた取組が進められているところでございます。

今後の課題としましては、引き続き、世界遺産条約の実施に関する事項につきまして、調査審議を行う予定でございます。

私からは以上でございます。

それでは、続きまして、無形文化遺産部会における審議状況と今後の課題につきまして、部会長の職務代理者である松田陽委員から御報告をお願いします。

【松田委員】 松田でございます。本日、部会長の高倉委員が御欠席ということで、代理

で私から報告させていただきます。

資料6を御覧ください。今年度の無形文化遺産提案候補について、以下のとおり選定しました。こちらは、ユネスコの人類の無形文化遺産の代表的な一覧表というものに、日本政府から提案すべき候補を選んだものでございます。新規の提案候補として、「書道」、そして拡張提案候補として3件、それぞれ「和紙：日本の手漉和紙技術」、「山・鉾・屋台行事」、「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」、以上を選定いたしました。

次に、資料6の2のところ、今後の課題ということですが、引き続き、無形文化遺産保護条約の実施に関する事項について調査審議を行う予定でございます。

3の参考のところでは、上記1と2について述べたことを少しだけ補足いたします。本部会、すなわち無形文化遺産部会で、令和4年度、昨年度に提案候補として選定した「伝統的酒造り」でございますが、こちらは令和6年12月、今年の12月に開催される第19回無形文化遺産保護条約政府間委員会、パラグアイのアスンシオンで開催予定ですが、ここで登録審議がなされるということで、無事に「伝統的酒造り」が代表的一覧表に記載されるかどうかを注目したいと思います。

また、上に申し上げました3件の拡張提案については、令和5年度までの拡張提案は、ユネスコが定める年60件という縛りといひましょうか、審査上限があったんですが、その対象外として、特例として提案ができる、そのような試験的制度を運用されておりますので、その制度を活用して、令和7年11月頃に審議がなされる見込みでございます。

そして、新規提案案件となった「書道」についてですが、新たに提案するんですけども、実質的に、我が国の、日本のユネスコ無形文化遺産の審査は2年に1回というユネスコ事務局側の制約がございまして、今回推薦しましても実質的に、再提案の上で審議となるのは令和8年11月となる可能性が高いということを申し述べます。

以上でございます。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

続きまして、博物館部会における審議状況と今後の課題につきまして、島谷部会長から御報告をお願いします。

【島谷会長代理】 今年度、第5期博物館部会における審議状況と今後の検討事項について御報告いたします。

今期は、令和4年に改正された博物館法が昨年4月に施行されたタイミングでございました。新たな法制度の下で、これからの博物館、そして学芸員に求められる機能と役割を踏ま

え、今期の審議を行ってきたところでございます。

まずは、学芸員の在り方を検討してまいりました。人材確保や資質向上を含む方策について議論を行いました。また、「大学における学芸員養成課程の科目のねらいと内容について」及び「博物館実習ガイドライン」の改正について審議を行いました。これらの文書は、法改正等を踏まえて約15年ぶりに更新するものであり、学芸員養成課程の参考として、各大学や博物館において、ぜひ活用いただきたいと考えております。

博物館の機能強化については、文化庁における新たな基金の設置等を踏まえ、国立・公立・私立博物館、そして地域関連企業等を含めた連携の強化や、寄附、クラウドファンディング等の外部資金の獲得について議論を行いました。具体的な事例に基づく発表など、各委員の知見を提供いただき、有意義な意見交換を行うことができました。今回の議論を今後の検討の土台として生かしていきたいと思っております。

また、本年1月の石川県能登地方を震源とする能登半島地震について、発災直後に部会が開催されたこともあり、文化財や文化施設の復旧に関する支援について、実際に救援活動に携わった統括団体からの発表を含め、審議を行いました。

最後に、登録制度の広報・プロモーションについても検討を行いました。これまで登録されていなかった施設に登録を促すとともに、博物館制度をより一層魅力的なものにするため、ロゴマークの活用を含む手法について審議を行っております。本ロゴマークについては、本年5月18日の国際博物館の日に向けて公表される予定でございます。

以上、今期の審議状況を踏まえ、次期部会においては、博物館の機能強化について、引き続き学芸員を含む人材養成について、登録制度の広報・プロモーションについてを審議する必要があるかと考えております。

博物館の機能強化については、法改正とその施行状況を踏まえ、博物館の設置及び運営上の望ましい基準についての審議を行う必要があると考えております。学芸員を含む人材養成は、引き続き人材養成の在り方や資質向上を含めた検討が必要であるとの意見が出され、審議の継続が求められているところでございます。最後に、新たな法制度の下で、登録・指定となった館が現在約60館であり、登録制度を推進するための広報・プロモーションについて、引き続き検討を要すると考えております。

以上、簡単ではございますが、第5期博物館部会の審議状況と今後の検討事項について報告申し上げます。

お手元に机上配付資料として、能登半島地震に関して設けた文化施設に関する相談窓口

との1枚物が渡っておりますでしょうか。

要は、文化庁、それから文化財防災センター等と協力しながら、各県から、相談窓口を設けて、それを進行しています。相談内容の概況、文化庁として行った対応といたしましては、公共社会教育施設の災害復旧事業適用可否に関する照会が多いというふうに聞いております。復旧に向けた現在の傾向、現地の声としましては、能登半島全体では、半島南部は多くが再開の傾向にございますが、半島中部はまだ被害状況が判明しつつある状況でございます。復旧の検討に着手しつつある状況でございます。まだインフラ整備が十分ではございませんので、今泉審議官にもお出ましいただきまして進行しているところでございますが、ようやくレスキュー事業が4月、新年度からは本格的に始まる場所に到達している状況でございます。

私からは以上でございます。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

続きまして、文化経済部会における審議状況と今後の課題につきまして、吉見座長から御報告をお願いいたします。

【吉見委員】 文化経済部会座長をしております吉見でございます。

資料8を御覧ください。文化経済部会では、令和4年3月に提出させていただきました第1期の報告書『文化と経済の好循環を実現する文化芸術の「創造的循環」』に基づきまして、令和5年度は3つのワーキンググループを設置いたしました。第1がアート振興ワーキング、こちらでは、国内のアート作品、美術館の運営の在り方等について、それから第2が基盤・制度ワーキング、こちらでは、文化芸術活動の基盤整備や制度設計について検討を深めました。そして第3に文化芸術カウンスル機能検討ワーキング、こちらでは、令和4年度に提出した報告書に係る進捗管理・検討を進めていきました。さらに加えて1つ、「発見される日本から売り込む日本へ」という国際シンポジウムを実施させていただきました。

簡単に、それぞれのワーキングとシンポジウムについて御報告します。まず、アート振興ワーキングにおきましては、アートの振興を図るためには、我が国におけるアートの持続的な発展を支えるシステム、これをアートエコシステムと呼んでおりますけれども、この構築が不可欠であると考えまして、アートの3つの側面、すなわち美術的価値、社会的価値、経済的価値、それをバランスよく向上させるための仕組みを検討してまいりました。アート振興に必要となる要素は、今や、文化振興政策としての重要性、これはもちろんですけれども、同時に、経済政策、そして社会政策としても重要であるという認識を本部会では持っており

ます。その際、特に重要なプレーヤーである美術館、とりわけコレクションの問題に正面から向かい合って、新たな時代の要請に即した美術館づくりを試行的に考えていくということが大変重要であると考え、そのための議論をしてきたわけでございます。

このアート振興のワーキングに関しましては、お手元の資料で、概要は30ページから31ページに出ておりますけれども、大変力作である報告書が、32ページから69ページにかけて配付されていると思います。そのなかで、優れたコレクションの可視化や学校教育との連携強化、国内美術館の在り方についてのモデルづくりやその実現に向けた取り組みについても示していますので、ぜひ、こちらの報告書をお読みいただきたいと思います。

次に、基盤・制度ワーキングですが、こちらでは公的鑑定評価制度の検討を軸に検討を進めてまいりました。アート市場活性化のためには公的鑑定評価の整備が重要な意味を持ってまいります。そのために、過去の取引価格の見える化や価格評価機関の公的な認定をまずしていかなければならないということになります。そうした上で、美術品の公的な鑑定システムを整えていく必要があるという認識を持っているわけでございます。

今春から、美術品、特に近現代分野の鑑定評価についての価格評価事業者認定制度が立ち上がりますけれども、今年度のワーキングでは、お手元の資料の72ページから75ページに示しました美術品（近現代分野）の鑑定評価における価格評価事業者認定制度実施要項、及び76ページから79ページに示しました美術品（近現代分野）の鑑定評価における価格評価の手法、手順等についてのガイドラインを既に取りまとめました。この制度は、来年度からの公募を目指し、今後、順次準備を進めてまいりたいと考えております。

そして第3に、文化芸術カウンスル機能検討ワーキングですが、これは既に昨年度の成果として、文化芸術団体の持続的な運営、発展に関し、4つの大きな課題があることが明らかになっております。1つ目は、文化芸術団体の基礎的な情報が十分に収集、分析されていない。2つ目には、文化芸術団体の社会的価値、経済的価値が十分に可視化されていない。第3には、文化芸術団体の運営への支援が不十分である。第4には、文化芸術団体の助成が、団体発展のインセンティブとして十分に機能していないという課題がございました。

これらの中で、特に今年度、伴走型の支援について幾つかの進展が見られたわけでございますけれども、同時に補助金の配分方法についても検討が重ねられました。例えば、補助金の申請・評価情報のシステム化ですとか、運営マネジメントの専門家による長期的な運営の視点を含めた多角的、客観的な評価の充実ですとか、さらに、卓越した世界レベルでの活動の支援の仕組みですとか、そうしたもろもろの支援の仕組みが検討されました。これらは来

年度も継続的に、より充実させていくつもりです。

最後に、国際シンポジウムですが、2024年1月30日に文化庁のシンポジウムとして、「発見される日本から売り込む日本へ」というシンポジウムを実施しました。部会委員の生駒芳子さんですとか、イギリスからNESTAという組織のArts and Culture Finance部門トップのフィリップ・セバさんに来ていただき、また京都の細尾の代表取締役の細尾さん、金沢のseccaの取締役の柳井さん、そしてメティエダール・ジャパンのディレクターの盛岡さんといった方に参加していただき、多くの参加者を集め、シンポジウムを大変盛況な形で実施いたしました。

パネリストの討議の後、私は司会でしたので会場に質問を求めますと、15人ぐらいの手が一斉に挙がる大変な活発ぶりでした。発表では特に、セバさんから、文化芸術団体へのインパクト投資がどうなされていくことが可能なのかを、イギリスの実例を踏まえて、非常に具体的にお話をいただき、大変学ぶところが多いシンポジウムでした。開催にあたり、大変なご努力をされた文化庁職員のみなさまに心より御礼申し上げます。

最後になりますが、以上を踏まえ、今年度以降、3つの課題を進めていく所存でございます。

1つ目は、文化芸術への資金が流れる方法、これはお金の問題ですが、民間等からの金銭的な支援へのインセンティブの設計、あるいは文化芸術団体が民間等から支援を受けやすくする様々な制度設計を議論していきます。これが1つ目でございます。

2つ目は、場、地域です。地域経済や行政、開発等における文化芸術の主流化、つまり文化芸術の基盤となる建物や街、地域文化的な持続可能性の問題に取り組んでいきます。本部会では、この点について具体的な事例に取り組まれてきた何人もの専門家の方々がお集まりですので、この議論を来年度のシンポジウムにつなげるつもりです。

3番目は、人の問題です。文化芸術活動が活性化するための根本的な基盤として、専門人材や文化芸術団体の運営やアーカイブにかかわる人材育成とか、そうした人材のキャリアを持続的に安定化させていくための制度づくりに取り組んでいく。この3つが、来年度以降の大きな3つの課題となります。

以上でございます。

【佐藤会長】 ありがとうございました。

ただいままで、各部会、分科会での多様な審議、そして取り組んでいただいたことについて御報告をいただきました。これまでの各分科会、部会からの御報告に関しまして、ここで、

まとめて御質問や御意見がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。御質問でも結構でございます。よろしいでしょうか。

それぞれの分科会、部会とも非常に精密に、いい方向で議論して、それを展開して下さっているということだと思いますので、今、手が挙がらないのかなと思いますけれども、それでは、ないようでございましたら、後でまた、もし御意見がありましたら御発言いただく機会を持ちたいと思いますので、続きまして、議題の2に移りたいと思います。

最近の文化行政の動向につきまして、1つは文化庁京都移転後の取組、2つ目は令和6年度の文化庁の予算案につきまして、令和5年度文化庁補正予算の概要について、3番目は令和6年の今年の能登半島地震への対応につきまして、事務局からまとめて御説明をお願いしたいと思います。御質問のある方は、この後で各委員から個々に御発言いただく際にお願ひできればと思います。

それでは、事務局、お願いいたします。

【篠田政策課長】 まず、資料9に基づきまして、文化庁京都移転後の取組について御報告をいたします。本日3月27日は、文化庁の京都移転からちょうど1年になりますので、移転の経緯から、これまでの取組について御報告をさせていただければと思います。

文化庁の京都移転は、平成28年3月の政府関係機関移転基本方針により、地方創生や文化財の活用など、新たな政策ニーズに対応する観点から行われることとなり、昨年3月に京都に移転し、5月からは職員の大半が京都で業務を開始いたしました。

移転後、直ちに、長官の下に、食文化推進本部と文化観光推進本部を設置しました。こうした取組について、石川県をはじめ、関係の自治体からヒアリングをさせていただいたり、また、意見交換させていただいたりして、施策の検討、また、京都市等との共催イベントなどを実施してまいりました。

その上で食文化に関しましては、我が国からユネスコ無形文化遺産に提案している「伝統的酒造り」の登録実現を見据えて魅力発信を強化することですとか、食文化に関する顕彰の充実を図ることとしております。

文化観光に関しましては、京都で行われているような思い切った文化財の活用による文化観光を文化庁による伴走型支援により全国展開を図っていきたいと考えております。

具体的には、国際観光旅客税財源事業といたしまして、文化財を高付加価値化して活用するためのコンテンツ造成の支援や、観光活用等のために必要な改修や整備を支援することとしております。

また、京都移転を契機といたしまして、地方自治体における文化庁との連携や波及が進んでおり、京都府、京都市の若手職員との共創の連携活動や、石川県では文化庁と同様に文化観光と食文化の推進本部を設置いただきまして、部局横断的な取組が進められております。また、滋賀県におきまして、国・県文化連携担当を設置いただきまして連携強化を図っているという状況でございます。

資料9の最後のページは、京都移転を契機といたしまして文化振興の新たな展開をする予算をまとめたものになります。文化観光の推進や食文化など生活文化の振興について、国際観光旅客税財源も含めて推進することに加えまして、文化観光の重要なベースとなる文化財について、その保存と活用、防災対策について、補正予算と一体的な執行により、着実に進めていきたいと考えております。また、文化芸術の振興では、補正予算におきまして、初めてとなるクリエイター育成などのための基金が認められたところでございまして、日本が世界に誇る舞台芸術、そして映画、漫画、アニメ、アート等を振興し、国際的な評価の向上と国内外への発信を強化してまいりたいと考えております。

以上が移転関係の取組についての御報告でございます。

続きまして、来年度予算と、来年度にかけて一体的に執行いたします補正予算の内容についての御報告でございます。

資料10を御覧ください。来年度の当初予算におきましては、文化財保護の緊急強化、グローバル展開など文化芸術活動の充実、文化拠点等の整備・充実の3つの柱の下で、対前年1億円増の1,062億円を計上しております。このほか、左上の予算額の下に注記をしておりますけれども、国際観光旅客税財源事業として81億円、また、来年度予算と一体的に執行する補正予算におきまして、文化財の強靱化ですとかクリエイター等育成、文化施設高付加価値化支援事業において、初めてとなる取崩し型の基金の設置に必要な予算を計上し、これら全て合わせますと1,500億円弱の予算を確保したところでございます。

関係施策の概要は、その2ページ以降になりますが、この場では割愛させていただければと思います。

最後に、能登半島地震への対応についてです。

資料11を御覧ください。今年、元日に発生いたしました能登半島地震におきましては、有形・無形の文化財、そして地域の文化的営みの多くが大変甚大な被害を受けております。国宝・重要文化財など、国指定文化財や地方指定・登録文化財を含めまして、これまでに397件の被害が報告をされております。また、美術館など文化施設についても125件の被害の報

告があります。被害状況については、なお調査中でございます。

具体的には、重要伝統的建造物群保存地区に選定されております黒島地区ですとか、国指定無形文化財である輪島塗の工房や工具の被害、そして、ガラス美術館等の文化施設の被害がこれまでに報告をされているところでございます。

文化庁のこれまでの対応としましては、国立文化財機構と連携をいたしまして、現地の体制を踏まえて、順次、現地調査を行っております。また、建造物の応急措置への技術支援を行う文化財ドクター派遣事業や、美術工芸品の破棄、散逸を防止するための文化財レスキュー事業を行っております。

また、今月には、盛山文部科学大臣が輪島市を視察されまして、文化庁審議官をトップとする輪島塗等支援プロジェクトチームを設置しまして、県、市や関係省庁と議論を進めているところでございます。

文化財の復旧に向けました財政措置といたしましては、国宝・重要文化財の災害復旧に当たりましては20%のかさ上げ措置がございまして、所有者の財政状況等に応じて最大85%の国庫補助があるほか、地方指定文化財には、地方負担の8割に特別交付税が措置、そして、文化施設を含む公立社会教育施設の災害復旧には3分の2の国庫補助がなされることとなっております。また、重要無形文化財に対する補助といたしまして、輪島塗技術保存会ですとか県立漆芸技術研修所に毎年助成を行っているほか、関係省庁から地域の伝統産業を含む中小・小規模事業者の事業再開のための支援があるという状況でございます。

今後、復旧等に向けまして、さらに現地の状況を踏まえまして、関係省庁とも連携して、復旧復興の支援をしてまいりたいと考えております。

御報告は以上でございます。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

文化庁の京都移転後の取り組んでこられた事業、それから、令和6年度、4月からの年度の予算につきまして、令和5年度の補正予算も含めて御説明いただきました。最後に、能登半島の地震への対応、できるだけ地元到手厚く文化財や文化について支援していこうというお話を伺いました。

これについての御質問とか御意見につきましては、この後、各委員から御発言をいただきたいと思っております。今日は今年度最後の総会になりますので、この1年、あるいは今回で、中には区切りを迎える委員の方もいらっしゃると思いますので、これまでの振り返り、あるいは今後の文化政策に関しての御意見などがございましたら、各委員から、それぞれ二、

三分程度で簡潔に御発言をお願いしたいと思います。その中で、ただいまの御報告につきましての御意見もあれば付言していただきたいと思います。

それでは、私の手元にあります名簿の順で、対面、オンラインに関わらず、私のいただいている17名の委員の名簿の順で御発言をお願いしたいと思います。

まず、太田勝造委員、お願いいたします。

【太田委員】 太田勝造と申します。実は文化審議会は今日初めての参加でございますので、なかなか、この1年を振り返ってということは難しいのですが、最初なので自己紹介的なことから申し上げます。明治大学法学部で法社会学という学問を教えております。法社会学は割と新しい学問ですので、知らない方のほうが多いのではないかと思います。法的ルールや法制度、人々の法行動等を、様々な社会科学の手法で解明して法政策的提言に結びつけようという学問分野です。法と経済学とか、法と統計学、社会調査、さらには法と心理学、法と認知脳科学など、様々な手法を用いております。

今日が文化審議会の初めてですので、よろしく申し上げます。実は、著作権分科会のほうにおりまして、茶園先生には大変にお世話になっております。著作権関連で問題となるのが、過去の文化を保存すると同時に、それを組み合わせる形でクリエイターが新しいものを創って行く、それをどう支援するかどうかだと思います。まだ山のものとも海のものとも分からない状態の若手のクリエイターをどう保護し、その芸術活動を促進させて行くかということがやっぱり問題となります。そのような温故知新的な観点からの若手支援政策を考える必要があると思います。もっとも、具体的に私が政策案を持っているわけではないのですけれども、これからもっとこの方向の研究あるいは討議をしていく必要があると感じている次第です。

それと同時に、私がやっている分野でお分かりのように、学際性、とりわけ文理を超えた学際的な研究も文化として進める必要があります。現在の生成AIの急激な発展をはじめとして、あるいは量子コンピュータだとか遺伝子操作だとかの進歩を考えると、今までの枠を超えた発想が文化政策に必要なとなると考えます。その意味で、現在は文化がうつぼのように溶け合って急激に改革といいますか、変容しつつある。それをどのようにチャネリングというんですか、方向づけていくかという展望も必要だと考えている次第です。

長くなりましたが、以上でございます。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、黒田委員、お願いいたします。

【黒田委員】 問題を考えてこいとは言われたんですけども、私は専門が建造物なんです。考えるもくそもないと、考えろと言われても問題山積でどうしようもないんです。というのは、人が住んでいるところに住んでいる我々はあまりよく分からないんですけども、私が訪ね回るところというのは、人が住まなくなっていくようなところなんです。建造物はその土地を動かさないで、以前に県指定とか市指定に指定していた建造物がどうなっているのかという問題が物すごく大きいと思います。

どうなっているかということ、建造物は動かさないで、村落が消滅すると、強い言葉ですが、ほったらかしになります。動かさないんです。別に壊そうともしない。壊すだけの手間をかけるというか、火事とかになると危ないんですけども、要するに人がいなくなるだけ。最後に残った人たちが去っていく。そうすると建造物はそのまま残る。

私は、滋賀県でかなり活動してきましたので、滋賀県の湖北のほう、今は人が住まなくなって久しい土地に、二十数年、三十年ぐらい前に入って行って、それは僕独自の興味があったから、滋賀県の琵琶湖の北端の集落から北のほうへ、福井県の県境へ向かって、幾つもの村があるわけです。その当時、二、三十年前にどんどん過疎化して消滅すると言われていたんですけども、まだ最後の行事が見られるかもしれないということで、正月の行事なんですけど、そういうところへ行って、行事が終わった後、結構きついんですけども、どうやって帰ってくるかと。正月の非常に寒いところで、湖北地方でそういう経験をしてまいりました。

歴史民俗博物館の紀要か何かでそういう行事のありさまと、それからそこに残っている建造物が今まで知られていない建造物で、そして寺院とも神社ともつかない、湖北の「オコナイ」という行事をやるお堂、そういう専属のお堂があるんですけども、がらんとしたお堂で、でも非常に古い柱を持っていて、栗材のゆがんだ木をそのまま使いながら、屋根も基本的には板ぶき、私が訪ねた頃にはトタンぶきになっていましたけれども、そういう中で夜を徹して行事をやってということなんです。

でも、村人がもう年寄りさんしかいなくなってきたので、棄村するというので、そのときには私が指定とかにいろいろ関わったものですから、最後の姿を見てくださいということですかね。じゃあということで、杉野というところなんですけれども、湖北の山の中に入っていました。

そうすると、建物はちゃんと残っているんですけども、もうこれで最後ですということで、がらんとしたお堂があって、そして恐らく残しておくに危ないので解体されたと思いますけれども、解体して始末する必要もないので、多分今も積んであるんだろうと思うんです

けれども、そういうところが私の実体験したところで2か所、3か所あります。

湖北地方でもありますし、兵庫県でもありますし、それから兵庫県の北部、日本海側、香美町とか、そういう非常に寒いところとかに、そういう村落で使われた割に、多くは江戸時代、少し遡っても江戸初期まで行くか行かないか。でも、毎年そこで夜通し行事をやってというお堂なので、非常に古びていて、余韻を残している建物なんですけれども、危ないなと思われたものは解体して山積み、人が来なくなるので危なくないと思われたものはほったらかしというところで、2つ見ました。だから、湖北では解体されて山積みになっています。兵庫県の北部のほうでは、その周りにほっておかれて、そして床下から草とか竹とかが生えてくるんです。そうすると、もう凄惨な状況になっていきます。

そういう私がかつて調査、指定に関わった物件がなくなっていくというのは、連絡が来るから分かるわけで、普通の人たちは、県指定とか市指定、町指定になっているやつが名簿から消えるだけですから、そう痛くもかゆくもないんだけど、私は心が痛くてしょうがないという経験を—ここ20年ぐらい前から始まっていますね—してきました。

ここでこういうことをどうするのと言ってみても対策の打ちようがないことではあるんですけども、これから指定する文化財もそうなるかもしれないわけです。特に、お寺とか—そうですか。ということですので、もう伝わったと思います。そういうことが進んで、今ちょっと実例を言おうかと思ったら巻きが入りました。

以上でございます。

【佐藤会長】 ありがとうございます。指定されたものでも、建造物でも解体されてしまうことがある。

【黒田委員】 国指定ですと、めったにそういうことはありませんけれども、県指定以下は県が判断、市が判断、町村が判断ということになりますので、町村に近づくほど解除、解体というのは簡単です。国指定ですとなかなか許可は出ないんですけどもという普通の話で、すみません。

【佐藤会長】 材料だけでも保存しておいていただけるとか。

【黒田委員】 でも、それも、そこは棄村ですから、村を放棄するわけで、誰も住まなくなって草ぼうぼうになってくるので、材料を積んでおいても腐っていくだけ。そんなのだったら置いておいたらいいと。そうすると、下から竹が生えてきて凄惨な状態になってくる。でも、それを誰も見に行かないので別にいいだろうと。いいことないんですけど、私としては悲鳴を上げたい事柄が結構続いてきました。今は声もかからなくなったので行けません

けれどもというふうなこと。人口が減っていくとしようがないことだと思いますけれども、日本中で起こっていることですので、何とか手を打てるといいなと思っております。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、ウェブで御参加の河野委員、お願いいたします。

【河野委員】 日本消費者協会の河野でございます。京都での開催にもかかわらず、オンラインでの出席となりまして、とても残念で、また申し訳なく思っております。

私は、著作権分科会に参画させていただいております。先ほどの御報告のとおり、DX時代における著作物、著作権の関係を整理して、円滑な利用、それから権利の保護、適切な対価還元につなげるために精力的に議論を行いました。そのことは、まさに時宜を得たものであり、また言い換えれば、必要に迫られた待ったなしの取組だと言えます。

デジタル技術の進展と浸透に伴って、誰もが様々なコンテンツを創作、発表できるようになりました。同時に、多くの国民が多様なデバイスを通じて、そうしたコンテンツを受け取り、楽しむことができるようにもなりました。DXの進化は、国民一人一人に豊かな文化を享受する環境を与えてくれましたが、同時に、権利関係においては、かなり複雑な状況をつくり出してしまったと受け止めています。後を絶たない海賊版の問題やバリューギャップの問題など、社会からも関係者からも指摘されている著作権に関わる重要課題の解決が望まれている上に、生成AIの登場と、その驚くべき進化のスピードに対して、大きな問題意識を持って、特に教育課程とか、社会システムでのDX化の進展に遅れることがないように、早期に適切な判断が行われなければならないと感じています。

もう1点申し上げたいと思っていて、我が国の文化芸術への支援という視点からお話ししたいと思います。コロナ禍が落ち着き、海外からの観光客の数も回復基調とのことですが、関連した報道からは、私たち日本人が当たり前と思っている地域の風習や催しや産物、そうしたものに対して光が当たっていますし、加えて、最先端技術の活用から生み出されたコンテンツなど、幅広く我が国の文化芸術に対して国外からの評価が高いことがうかがえます。こうした有形無形の文化芸術に関わる財産を保護し維持していくためには、それなりの財源が必要だと思います。

また、昨年、国立科学博物館が光熱費等の高騰への対策としてクラウドファンディングを実施した結果、5万6,000人余りからおおよそ9億円近くのお金が集まったという報道がありました。その報道を耳にして、博物館運営の大変さを改めて知りましたし、またそうした窮状への国民からの支援の輪が広がったこと、それはとても大きな収穫だったなど、一種安堵

を覚えたところでございます。

国家予算の中で文化予算がどのぐらいの割合を占めているか、詳しいことは存じませんが、先ほども公表いただきました次年度予算など、ぜひ財政面で文化政策への一層の支援をしていただきたい、力を入れていただきたいと思ひますし、国民ができることがあれば、国民に対しても、しっかりと課題を明確に示し、情報開示していただければ、私たちにもできることはあるのではないかなと思つた次第でございます。

以上です。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、島谷委員、お願いいたします。

【島谷会長代理】 私は3つの部会に属しております、文化財分科会、博物館部会、それから文化経済部会と、それぞれ文化、美術品に関わる部会でございます。

まず、文化財分科会に関しては、着実に文化庁の技官の人たちが調査研究をしたものを積み上げていって、どれを指定したりとか登録したりという作業ですので、これは頑張ってやれと言っても、技官の数が限られている限りにおいては限度があるところでございます。

今発言された先生からもありましたが、文化予算が増えればいいという発言があつたんですが、文化予算が増えただけでも、それを執行するポジションの人がいなければどうにもならないところがありますので、やっぱり人と金というのがセットでないとは駄目であると。私は博物館に長くおりますが、博物館においても、金だけ来ても、人が来ないと事業が展開していかないという形になります。

本年度の予算で補助金等で、すごい金額がついているんですが、どの部会でも、文化のことを考えるにしても、補助金を申請するということが自体が大変で、申請できる施設の人たちは、とても恵まれている人と言ってもいいかと思ひます。だから、そこで申請をしやすくする方法をこれから考えていかなければいけないかと思つております。

先ほど、黒田委員からの発言で、建物が朽ちて、なくなってしまうということをお話しされました。これは一見、建物だけ特別のように見えるんですけども、実は違って、文化財もそのとおりで、全ての文化財において、それを受け継ぐ人が一人でも要らないと思つた瞬間に文化財は消えていくんです。

今、私が勤めております皇居三の丸尚蔵館で藤原定家の『更級日記』を並べておりますが、もとより、定家が更級日記を作つたわけではなくて写したのですが、今日残っている『更級日記』は定家本を祖本するものだけです。つまり、定家が興味を持って『更級日記』を写

していなかったら、今日『更級日記』は1点も残ってないということです。

今回「和漢朗詠集（雲紙）」が国宝になりました。この和漢朗詠集は、たくさん写されています。大流行したからなんです。必ずしも公家が、文化、教養がすばらしかったら和漢朗詠集はこんなに写されなかったと思います。みんなが教養があれば、藤原公任のものばかりがこれだけ写されなかったと思います。文化財のありよう、伝わり方のありようというのは、時代時代によって変わっていても仕方がないと思うんです。

効果的な補助、効果的な広報の仕方、知らなければ文化財は、もう本当にどんないいものでも伝わりませんので、広報活動において、文化庁さんにおいては、もっともっと広報に力を入れていただきたいというのが私の感想でございます。

以上です。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、ウェブで御参加の島田委員、お願いいたします。

【島田委員】 島田徳子と申します。

私は、先ほど森山委員が国語分科会の報告をしてくださいましたけれども、国語分科会の日本語教育小委員会のメンバーとして、1年間、議論に加わってまいりました。御報告のとおり、日本語教育機関の認定制度、また登録日本語教師の国家資格化などについての検討を綿密に、丁寧に積み重ね、いよいよ4月から新制度がスタートいたします。この制度のスタートと審議と並行しまして、日本語教育の方向性についても日本語教育小委員会では検討を進めてまいりました。

1年間の議論を通しまして、多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進、並びに友好関係の維持及び発展に寄与するというのが、日本語教育の目的であるということが明確になりました。

本日の文化審議会に参加しておりますと、言葉というのも文化の一つなんだなということを非常に強く感じます。現在、文化財の活用というお話の中にインバウンドのお話も出てきましたが、インバウンドで日本を訪問する短期滞在者としての外国人観光客とのコミュニケーションでしたり、少子高齢化による労働力不足を補完するための、中長期的に日本で過ごす外国人労働者とのコミュニケーションなど、ハイコンテクストコミュニケーションであるという日本語のコミュニケーションも、今後、日本語母語話者のものだけではなく、変化していくことも想定されるのではないかと考えます。

そのような社会的変化を踏まえまして、共生社会の実現に資する日本語教育とはどうい

う教育なのかということ、日本語教育小委員会は文部科学省の中央教育審議会生涯学習分科会の下に設置されました日本語教育部会に移管はされますが、私自身も委員の一人といたしまして、引き続き検討していく必要があると考えております。

以上です。ありがとうございました。

【佐藤会長】 ありがとうございました。

それでは、続きまして、ウェブで御参加の高部眞規子委員、お願いいたします。

【高部委員】 高部眞規子でございます。私は、今期から文化審議会の委員に就任いたしました。

ちょっと自己紹介をさせていただきますと、現在は弁護士でございますけれども、40年余り裁判官を務めておりまして、知的財産権訴訟を専門としておりました。そういう関係がございまして、著作権分科会のほうに所属いたしております。

先ほど茶園委員から御報告がございましたけれども、著作権分科会の中の使用料部会というところで、著作権者不明の場合の補償金の額を決める仕事をさせていただいております。今日この会議に参加させていただきまして、文化審議会というのは実に多様な分科会で、それぞれの専門の先生方が委員として活躍されているということが大変よく分かりました。

著作権分科会では、法制度小委員会のほうで、今回、生成AIと著作権についての考え方をまとめられました。これに対しては、クリエイターだけでなく、事業者の方、利用者の方から、パブリックコメントに対してたくさんの意見、たくさんの関心が寄せられたということで、非常に影響力の大きいものだったと思います。今後も、国際情勢ですとか、技術の発展といったものを注視して、引き続き検討を進めていくことが必要だろうと思っております。

質問をしてもいいという会長のお話でしたので、1点質問をさせていただきたいんですけども、文化庁が京都に移転されて、今日がちょうど1周年ですというお話でございました。中央省庁として、初めて東京以外の地に移転されて、その後、様々地方創生、あるいは文化財の活用といった形で、非常に精力的に施策をこなしておられるというふうに先ほどの御説明を聞いて感じた次第でございます。

とはいえ、まだ全体が京都に移転されていないことすとか、国会対応すとか、外交関係もあるかもしれませんけれども、やはり東京ではないということで大変な面があるかとも思います。職員の方たちの仕事の仕方が、以前とどのように変わり、それが今後どのようになっているのか、忌憚のないところを教えていただければと思います。

以上でございます。

【佐藤会長】 ありがとうございます。質問につきましては、後で事務局のほうでまとめてお答えいただこうと思います。

それでは、続きまして、対面で御参加の茶園委員、お願いいたします。

【茶園委員】 大阪大学で知的財産法を教えております茶園成樹と申します。先ほど報告させていただきましたけれども、著作権分科会に所属しております。

今期の著作権法に関する問題といたしましては様々なものがございまして、今お話しされました高部委員が主査をされております使用料部会では、これまでと同様に、使用料に関する審議を粛々と行っておられました。

ただ、今期の問題として、恐らく社会的に最も注目を集めましたものは、何といたってもAIとの関係であったと思います。先ほど申しましたように、「AIと著作権に関する考え方について」という文書が取りまとめられました。この文書に関して、パブリックコメントを行ったのですけれども、それには2万5,000件という驚異的な数の、多くの人々からコメントをいただきました。

これまでも、著作権法は様々な新しい技術が登場するたびに、それへの対応ということが大きな問題になってきまして、むしろ著作権法の歴史というのは、新技術への対応とすることができると思います。

その意味では、AIの問題というのは、これまでどおりのものということにもなるのですが、AIは今までになかったような急速なスピードで進んでおりまして、恐らくそれが多くの人々に大きな心配や懸念を生み出したのではないかと思います。この点では、AIと著作権法の関係は、今までとは違う緊急性のある問題になったと思います。

そこで、先ほど申しましたように、多くの人々が抱えている心配や懸念を払拭するために、「AIと著作権に関する考え方について」が取りまとめられたわけでございます。もっともこれで問題が解消したわけではありませんで、AIは今後さらに発展していくでしょうから、AIと著作権の関係をどう考えるかということは、これからもずっと議論し続ける必要がございます。

今後は、取りまとめられました「AIと著作権に関する考え方について」を踏まえまして、例えばこうこう、こういう理由でこの考え方に賛成だとか、あるいはこういう理由で反対だとか、あるいは新たな問題について、こういう点で修正をすることが必要となっているとか、このような様々な充実した議論が行われて、究極的に文化の発展につながっていくことを

期待しております。今後も、AIに限らず、著作権に関する問題について、社会において充実した議論、建設的な議論が行われることを期待しております。

以上です。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、ウェブで御参加の中江有里委員、お願いいたします。

【中江委員】 中江有里です。私は国語分科会の国語課題小委員会のメンバーです。

ふだん仕事は女優業と、そして作家業をやっております。主に創作、そしてエッセイを書いたりするのも大きな仕事です。

私は、2019年から委員を務めさせていただいているんですけども、その間にコロナの拡大があってリモートが進み、その中でも言葉の問題というか課題というのは本当にたくさんあって、ずっとオンラインでやり取りができたのは本当にありがたかったなと思います。

言葉の変化のスピードには非常に驚くばかりなんです。今期はローマ字の表記について、いろいろ皆さんと意見を交換させていただきましたけれども、もし方向性のある程度示したところでも、恐らく個人の皆さんは、言葉を私たちがコントロールすることはできないわけです。そのことも分かりながらも、なぜ、ある方向性というのを話し合っていくかという、言葉というのはコミュニケーションツールですから、ローマ字表記の問題も根本的に言うところに至るわけです。コミュニケーションをよりスムーズに伝えるものであってほしいということで、言葉の変化は物すごく速いですが、実際の話合いというのはかなりゆっくりというか、かなり意見を交わして、様々なことを想像していかなければいけないなということを痛感しております。

言葉をよりスムーズに伝えるものであってほしいという方向性をお示しすることができたら、それが一個人のよい生き方、よりよい生き方につながっていくのではないかなと思うんです。というのも、言葉というのはその人の生き方そのものだと思いますし、本当に生のものだなと感じるからです。微力ながら、これからも様々な言葉について考えていきたいと思っております。

以上です。ありがとうございます。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、ウェブで御参加の西岡陽子委員、お願いいたします。

【西岡委員】 西岡でございます。リモートで失礼いたします。

私は、文化財部会に参加させていただいておりまして、専門は民俗文化財でございます。

この間の能登の地震は、お正月の1日でびっくりいたしました。大阪にいるんですけども、やはり震度4くらいは揺れて、これは大変な地震なのだと実感したわけなんですけど、実は、ようやく通り過ぎたコロナは、民俗文化財、特に無形の民俗文化財にとって大災害だったはずなんです。実は昨年、コロナ明けで各地のお祭りが復活いたしまして、ふだんよりも盛大に行われたところがたくさんあります。それはそれで安心する一方、これが将来的にいつまで続くんだろうかという危惧と、恐らく、コロナを境にやめてしまった、あるいはやめようと思っていらっしゃるところがたくさんあるに違いない。これは無形ですので、目に現れてこないものでなかなか面倒なんですけど、多分数年後に、コロナのためにもう継承されなくなった祭りとか行事がたくさん現れてくるんだろうと思います。

これをどうするのかという問題について、私はすぐさま答えを持っているわけではないのですが、文化審議会に参加させていただいておりますと、国の指定といった観点から文化財を見ることになるんですけど、担い手がない、あるいは担い手がいてももうできない、これは、国指定の場合もそろそろ、民俗文化財の話は実際にしなくなった、あるいはやめたと言挙げされるところが出てきております。今後、そういうものが1つでも減ったらと思っています。

それに対して、できるだけ有効な施策が講じられることを期待しておりますとしか申し上げることができないのですが、私自身は、できるだけ地元に着して、伝統の継承のお手伝いができればなと思っています。

以上でございます。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、対面で御参加の松田陽委員、お願いいたします。

【松田委員】 松田でございます。私は、専門が文化財や文化遺産のつくり方と使い方と、よくこのように説明いたします。すなわち、古いものがどのような制度や言語活動、言説によって文化財・文化遺産として認識されて守られるようになるのか、また、そのようにして社会的に文化財・文化遺産と認識された古いものを、今度は誰がどのような意図でどのように使うのかと、そのようなことを調べております。

この文化審議会には2017年度から入っております、所属は文化政策部会、世界文化遺産部会、それから無形文化遺産部会の3つに入っております。

今回、初めて文化庁の京都庁舎に入りました。先ほど、京都庁舎、京都移転の話もありましたが、とても楽しみにしてまいりました。この総会自体、日頃、自分の所属している部会

の活動にしか焦点が当たらないので、ほかの分科会や部会の活動について知ることができるといっていつも楽しみにしているんですが、それに加えて、京都庁舎がどのようなものかを見ることができて、今日はとてもうれしく思っております。

東京の文化庁庁舎にいるときは、私、標準語でしゃべっているんですけど、もともと関西人ですので、京都庁舎では言葉が関西弁になっていくんじゃないかと思えます。これはこれで、先ほど島田委員の話では言語は文化ということでしたので、自分の無意識の文化的変化も楽しみながら、総会に出ることができればいいなと思っております。

今年度の文化審議会総会に出て感じたことは、やはり著作権部会の活動ですね。生成AIの急速な進展によって、一気にこの議論を進めないといけなくなった、この点が1つ目です。こんなに生成AIが進展すると誰も思っていなかった中で急激な対応を迫られたと思いますが、今のところ、うまく舵取りをされていると、先ほどの報告を聞いて感じました。ただ、恐らくこの先もAIの進歩というのは、我々の想像をはるかに超えて進んでいくのであろうから、著作権部会の活動も、これよりもまさに広がっていくのじゃないか、そんなことを感じました。

それと、もう一つは文化経済部会。先ほど吉見委員より報告がありましたが、こちらの活動がかなり本格化してきたなという印象も受けました。文化庁として、文化と経済の好循環をつくるということをして3年間ぐらいこの部会を設けて積極的にやってくられましたが、京都移転も手伝って、この動きがさらに本格化してきたなという印象を受けました。立派な報告書もつくられていましたし、3つのワーキンググループを部会の下で動かしているという点も鑑みても、文化庁としてかなり力を入れているなという印象を受けました。

本日、私、東京から新幹線に乗って京都駅で降りて、この京都庁舎に向かいましたが、やはり一番驚いたのは、話には聞いていたんですが、外国人観光客がこんなにいるのかということでした。タクシー乗り場を見たところ、信じられないほどの長い行列ができていて、これは京都の文化芸術をうまく経済振興に結びつけている、インバウンドをうまく利用している例だと思うんですが、一方で京都で問題になっているオーバーツーリズム、これもうわさでしか聞いていなかったのですが、この課題も体験できたという印象を受けました。

文化と経済は本当にバランスが難しい。文化の本質的価値だけではなくて、社会的価値と経済的価値も併せて振興していくんだということなんですが、どれか1つの価値に引っ張られることが多くて、それは往々にして経済的価値になりがちです。こういう言葉を使っているのか分かりませんが、「観光は稼げる」ということで飛びつきがちですが、3つの価

値のバランスを取るのには難しいんだろうという印象を強く受けました。

華やかな成功事例、文化・経済の好循環の成功事例を語っていかないといけないということはもちろんなんですけれども、とてもそれでは立ち行かないような状況のところ、例えば先ほど黒田委員からお聞かせいただいた過疎化が進んだ地方の自治体に、どうやって好循環の影響を及ぼすのか、ひょっとしたらこれが今後の文化審議会で本当に考えないといけないことなんじゃないかなと感じました。

ということで、印象でしたが、今年度の報告を聞いて以上のようなことを考えました。

以上です。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、やはり対面で御参加の宮崎法子委員、お願いいたします。

【宮崎委員】 宮崎です。私は文化財分科会に所属しておりまして、先ほど御報告させていただいた美術品補償部会にも参加しております。文化財分科会については、先ほど島谷委員が、まさにほとんど余すところなく問題点も含めてお話くださって、何も付け足すことがないなと感じたのですけれども、やはり、今起こっている様々な変化の中で、文化財、特に文化財分科会で扱っているような文化財というのは、どちらかというところと守っていかなければいけない側面の多いもので、その守るということに対して、「守らないとなくなってしまうようなものだったら、意味がないんじゃないか」という、そういう御指摘もほかの省庁の人から聞いたりしたこともあります。それについては、島谷委員がおっしゃったように、やはり文化財というのは、今までに、歴史的にというか、長い時間の中でこれを伝えようという人々の強い意志が働いて、それによってやっとここまでつながってきたものだという時間軸を、やはり現在の価値だけで考えるのではなくて、その時間軸というものを考慮することが重要だということを再確認していただきたいという気がします。

具体的にはどうしたらいいのか、過去のものを全部残すことはほとんど不可能なわけで、その中で、やはり選択とか評価という問題が起こってくるのですが、何を選択して何を評価するかということがまさに文化の在り方で、この時代の現在の文化というものが、そこに表れていると思います。

私の専門は美術史なのですが、最近の美術史は、やはり美術史というか評価史や研究の歴史というものに目が向いていまして、私も、文化庁の指定と、作品評価や研究方法の関係について、ずいぶん前に論文の中で言及したことがあって、まさか自分がその後、文化庁のそういうことに関わるようになるとは思ってもいなかったもので、気軽に書いたのですけれ

ども、今、こうやって様々な分科会で審議されて、決まって行って、積み重ねられていて、このこと自体が、やはり、この国の今の文化の端的な表れではないかと感じています。

それは、具体的にいろいろな現場で、日々努力されながら積み上げられている結果と思いますが、遠い目で外から見ると、そういうふうな役割だと思えます。そして、先ほど、松田委員がおっしゃったように、現状はどうしても経済が重視されがちだと思われませんが、それを完全に無視すればいいとは考えてはいませんが、やはり、別の視点を守りながら、今後、この文化財行政というか、様々な分野での文化行政がうまく進んでほしいと期待しております。

以上です。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

それでは、やはり対面で御参加の森山卓郎委員、お願いいたします。

【森山委員】 森山と申します。国語分科会に所属しております。本日が初めての参加でありまして、本当に多様な、非常に広い、いろいろな分科会の活動に接して、多くを学ばせていただいておりますと同時に、本当にすばらしい、大切なお仕事をなさっているということに心から敬意を表したいと思えます。その重要性を認識しているところです。

国語課題小委員会では、日本語教育の部会が、今度文科省に移転されることになりましたけれども、島田委員のお話にもあったように、日本にいらっしゃる皆さんも増えておりますが、日本で暮らしていらっしゃる皆さんというのも非常に増えています。そういう日本語を母語としない人たちと一緒に上げていく日本の共生社会というのは、本当に大切なことだと思えます。

そういう点で、実はローマ字というのも非常に深い関わりがある問題でありまして、これが国語課題小委員会のほうでは、今、議論をしているところです。今、野球選手で非常に活躍していらっしゃる大谷翔平という選手がいらっしゃいますが、片仮名で書くと、オオタニで、「オ」が伸びます。翔平選手の「ショウ」も、片仮名で書くと伸びるわけです。

ところが、選手のユニフォームでは、大谷は「OH」と書かれ、翔平選手の翔平は、「SHOHEI」と書いてあるんです。それは英語の発音に合わせての表記ということですから、いろいろお考えもあって、それはそれでいいわけですが、多分、翔平選手も、どういうローマ字にしようか、もしかしたら考えられたかもしれないと思えます。そういうローマ字の在り方というのは、言わば言葉の交通事故みたいなものを防ぐためにも非常に大切なことです。で、しっかりそういう問題を考えていきたい、そんなふうに思っております。

どうもありがとうございました。

【佐藤会長】 ありがとうございました。

それでは、ウェブで御参加の渡辺俊幸委員、お願いいたします。

【渡辺委員】 作曲家の渡辺です。JASRACの理事も担当しております。

私は著作権分科会に所属していますが、先ほど茶園委員からもお話がありましたように、今年度の著作権分科会において審議された内容の中で、AIと著作権について法制度小委員会で審議された結果、現時点における考え方をまとめた内容が発表されました。

今後も、必要に応じまして、この考え方の見直し等の必要な検討を行っていくと予定しているということですが、特に私は音楽家なので、音楽に関わるところで非常に重要な課題と感じておりますので、私見を述べさせていただきます。

今回の取りまとめられた内容は、あくまでも著作権法の30条の4、すなわち、大ざっぱに言ってしまうと、その生成AIの学習に関して、営利目的であっても、全ての著作物を著作権者に許可を得ることなく無償で使用できるという内容の法律、この法律ありきの前提で、AI生成物について、その生成物の結果が、依拠性、類似性などが起きた場合どうするのかというところに関して、クリエイターサイドからの懸念を払拭するために、権利侵害が想定される様々なケースについての考え方が述べられた内容になっています。

ただ、私自身、クリエイターサイドに立ってみますと、まだまだこの内容では具体的な権利侵害の事例が発生したと権利者側が感じた際に、実際、訴訟のようなことになった場合にどのような結果が出るかは未知数であり、まだまだ不安が残るとというのが正直な感想であります。

私自身は、この30条の4という法律ありきで様々な方策を考えると無理があるのではと感じていたりもします。2018年において、イノベーション創出等の促進に資するという目的があって生まれた法律ではありますが、それから6年ほど経過した現在の世の中の状況を見て、この法律が、あらゆる全ての著作物に適用されていくということに、本当にどれほどのメリットがあるのかということを改めて考えてみるべきときが来ているのではないかと感じています。

少なくとも、音楽家の立場から言えば、音楽関連に関しては、国益や文化の発展という見地から考えても不必要な法律ではないか、むしろデメリットのほうが多いのではないかと私は感じています。

音楽分野において、生成AIの発展が音楽家たちの仕事の効率を上げるために寄与するこ

とは、様々考えられます。実際に様々なアプリが音楽家の間で使用されてもいます。しかし、いずれのアプリも仕事の効率を上げるためのものであって、音楽そのものを生成する作曲系アプリではありません。音楽家は、自分の脳で、自分自身で音楽を生み出すことに誇りを持って取り組んでおり、だからこそ自分の音楽と呼べるわけですから、音楽そのものを生成するアプリなどを必要とはしないのであります。

したがって、生成AIの学習のために無尽蔵に音楽を使用する必要性は全くなく、権利者の許可を得た上で使用する程度の学習で、音楽家にとって必要な生成AIの発展は可能だと考えています。

例えば、現在、コンピューター上でソフトを使用して歌声を生成するボーカロイドと呼ばれるような、例えば初音ミクに代表されるようなタイプのものがありますが、実は、現在においては初音ミクのような音声だけではなく、もう限りなく人間が歌っていると思えない、仮歌の人たちと同じ土俵に立てるぐらいの、そういったアプリも出来上がっているんです。

ただ、そういうアプリを開発するために無尽蔵に歌声を学習させているわけではなくて、きちっとその学習素材に提供された方々、著作権者に対価を払うなどして権利処理をした結果、そういったものが生み出されている。そうすることで、使用する側もされる側も、双方が著作権の問題を気にする必要がなく使用できる、これが極めて当たり前の姿で健全な状態だと思うんです。

音楽分野に関して著作権法30条の4が適用されないようになれば、権利処理された音楽のみを生成AIの学習対象にするわけですから、根本的に依拠性の問題や類似性の問題を考える必要がなくなります。また、現在、ネット上で人の歌声を本人に無断でAIに学習させて、誰々の声で歌わせてみましたというものがユーチューブなどで上げられたりしています。ただ、これは現時点においては訴訟の対象にならない。実際、許し難い事例だと思いますけれども、権利者が訴えることができないという現状がありますが、音楽分野に関してこの30条の4が適用されないということになれば、これを学習することはできないわけですから、権利者が実際そういうことをされれば、訴えることが可能になるということになります。

AI学習に関して、やみくもにあらゆる分野の著作物に権利制限を設けることは国益につながるといふふうに考えること自体、私からすると極めて観念的であり、現実を見ていないと言えます。現時点において、音楽分野に関してこの法律を適用すべきとのお考えをお持ちの方がいらっしゃったら、具体的な理由をお聞かせ願いたいなと思っております。

現在、プロンプトを入れるだけで簡単に音楽を生成できるアプリが既に存在しておりますが、それを実際楽しむ方々というのはクリエイターではありません。自分で作曲をする能力のない一般の方々を楽しませるだけの目的のアプリは、音楽文化の発展につながるとは到底思えず、営利目的でそのようなものを開発するために、私たち音楽家の著作物に権利制限が適用されるということに納得できる理由を見いだすことはできません。あくまでも私見ではありますが、これは音楽の分野に限ったことではなくて、アニメとかイラストとかデザイン関連など、クリエイティビティーを必要とする様々な分野で同様の考え方ができるのではないかと考えています。

現時点で、職域を侵されるという意味も含めまして、イラストレーターの方々が大変な思いをされているということは、皆さん御存じのことかと思えます。各分野の職域を侵す可能性のある生成AI系アプリですから、権利制限を適用せず、著作物に対価を払うなどしてきちんと権利処理をして、また、必要であれば生成AIの学習に使用した著作物の内容を公表するというのが、民主主義国家のあるべき姿だと私は考えています。

新年度においても、現状の30条の4ありきという議論だけではなくて、30条の4の意義、また、メリット・デメリットについても、様々な著作物の分野別に検証することを行っていたきたいというのが私の願いであります。

以上です。

【佐藤会長】 どうもありがとうございました。

多岐にわたる部会、分科会を踏まえた、多様な貴重な御意見をいただいたと思っております。

各委員からの御発言いただきましたが、これについて質問等もありましたが、事務局から御発言があればお願いしたいと思います。

【篠田政策課長】 京都移転に関係しまして御質問いただきましたので、簡単にお答えしたいと思います。

資料9の参考資料をご覧くださいと思いますが、こちらで文化庁の京都移転の組織の大枠というものが平成29年に決定しておりますので、その中で、文化庁・本庁を京都に置くこと、京都の本庁における業務ということで、国会対応、外交関係、関係府省庁との連絡調整等に係る政策の企画立案業務及び東京で行うことが必要な団体対応等の執行業務除く全ての業務ということで、質問で言及がありました国会対応等を除く業務が、こちらの京都で行うということになっております。

具体的にはということで、下の (a) からでありますけれども、長官直属の企画・発信や、食文化等の生活文化振興、また、文化による地方創生、文化財、こうした業務を行う全体の7割が移転するという大枠が決められました。また、次のページになりますが、移転直前の移転協議会におきまして、宗務課等の暫定経過措置ということで、旧統一教会をめぐる課題への対応に取り組んでいる職員については、引き続き、業務の一定の区切りがつくまでの間、暫定的に東京で勤務を行うこととするということで、この春をもって文化庁の京都移転を完了させるようになっており、全面的な移転が今年の3月に行われたという状況でございます。

また、実際、職員の仕事の仕方はどうかということでございますけれども、本日の会議のようにオンラインとのハイブリッドでさせていただいているものもございますし、また、衆参の議員の先生方の御理解もいただきまして、オンラインでの説明が定着をしております。本省大臣等の幹部については、専用のテレビ会議システムを設けまして、スムーズなやり取りができていますという状況でございます。

一方で、課題といたしまして、オンラインの対応がかなり増えたため、東京のスペックと同じような形で京都庁舎の通信環境を整備したわけでございますけれども、それに比しまして、かなり通信量が増大したということがあり、この年度末に増強し、オンラインを駆使した新しい働き方を進めているという状況でございます。

また、文化財を中心に、文化の現場が非常に近くございますので、京都府、京都市、滋賀県ほか、近隣の自治体とのコミュニケーションの機会がかなり増えました。こうしたことからかなり刺激を受けて、来年度の事業でも伴走型で実施していくことも進めるようにしております。引き続き、京都移転の成果を京都だけではなく全国の自治体の皆さんに感じていただけるように取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

全体の7割の移転ということのようですので、まだ若干、いろいろ大変なところもありでしょうけれども、それをプラスしていい方向に持っていける京都移転、新文化庁になればいいかなと思います。

オンラインの会議につきましては、初めの頃は結構滞ることがあったりしたのが、今日もストレスなくハイブリッドで進めさせていただけるようになってきたなというふうに思いました。

ありがとうございます。

それでは、もう大分時間がたちましたので、ここで最後に、私のほうから一言御意見を申し上げたいと思います。先ほど、委員としても、私は発言しませんでしたので。

実は私、長いことこの文化審議会の委員も務めさせていただきましたけれども、定年ということで、今回で最後になるということも踏まえまして、御挨拶させていただきたいと思います。

私、文化庁のこの会議に大分長く参加させていただいている間に、いつからこの審議会の委員だったかというのは、その前に専門調査会の委員もやっておりましたので、いろいろあやふやなところもありますけれども、その間に文化財保護法の改正とか、もちろん文化庁の京都移転、あるいは文化芸術立国の話だとか、文化経済、文化観光を重視するというような話だとかもちろんある、大きく文化庁が変化してきておると思います。その大きなものは京都移転かなとも思います。

また、この間、コロナ禍がすごく大きな影響を、特にこういう審議会等には与えてきたなと思っております。対面での会議というのが長いことを行えなかったということもあって、オンラインでの会議がスムーズに行えるようになったということは、私はプラスだと思いますけれども、対面の会議が全くなくて、会議自身が少なくなったということもあったように思います。

昔を知る者でいうと、年度末の最後の審議会の後は、長官を囲んで懇親のお茶会があったようなこともありましたので、それが懐かしいなという感じでもありますが、そういった文化庁としても大きな変化の中で、今日お話を伺ったように、随分、多方面で頑張っていたいただいて、前向きに進めていただいているということは、文化庁の方、あるいは各委員の方々の御努力が実っているのかなとも思います。

私は昔文化庁に勤めていたこともあるんですけども、文化財、あるいは文化の仕事というのは、近視眼的というか、ここ、1年、2年がターゲットの話じゃないと私は思っております。教育もそうなんですけれども、私は、文化、文化財の仕事というのは、100年先、200年先を見通して、皆さん仕事をなさってくださいているかなと、自分もそうでありましたけれども、そう思います。ぜひこれからも、せいぜいここ一、二年のことで精いっぱいということではなくて、それも100年後、200年後の中で位置づけて、お仕事をいただければありがたいかなと思っております。

私自身はこれで、こういった委員のメンバーから去りますけれども、今後とも今までお世話になった文化庁、あるいは各文化財の関係につきましては、応援団として、今後とも応援

していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、私の御挨拶は終えさせていただきます。

途中で申し上げたので、特にこれについて発言しておきたいという方がおられましたら、委員の方、手を挙げていただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日の議事は終了いたしました。

【須原企画調整官】 来年度の日程等につきましては、後日、改めて御連絡いたします。

また、本日使用いたしましたタブレットにつきましては、机上に置いてお帰りいただければと思います。

以上でございます。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

それでは、以上で本日の会議、文化審議会総会を終了させていただきます。

委員の皆様におかれましては、1年間にわたり、各分科会、部会の審議に御協力、御尽力賜りまして、誠にありがとうございました。

それでは、これで閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —